

## 「えひめチャレンジプラン」推進懇話会開催要綱

## (開催)

第1条 愛媛県総合計画～未来につなぐえひめチャレンジプラン～(以下「計画」という。)の着実な進行管理に資するため、「えひめチャレンジプラン」推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

## (所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の各政策・施策のKGIの進捗状況や本県を取り巻く環境変化等を踏まえた総合的な観点に立った意見交換を行う。

## (組織)

第3条 懇話会は、知事が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- 2 懇話会に会長及び副会長それぞれ1人ずつ置く。
- 3 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集する。ただし、前条第1項の規定により組織された後の最初の会議は、知事が招集するものとする。

- 2 懇話会の会議は、会長が議長となる。

## (任期)

第5条 任期は、令和9年3月31日までとする。

## (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画振興部政策企画局総合政策課及び総務部行財政推進局財政課において共同して処理する。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。